

◎佐賀県条例第7号

佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例

佐賀県核燃料税条例（平成25年佐賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(納税義務者等)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 前項第1号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の15第1項に規定する施設定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該施設定期検査が終了した日</p> <p>(3) 略</p> <p>(課税期間)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。</p> <p>(1) 前項各号に規定する各期間の中途（当該期間の初日及び末日を含む。以下この項において同じ。）において、原子炉等規制法第43条の3の33第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項に規定する確認（以下「確認」という。）を受けた場合（第4号又は第6号に掲げる場合を除く。） 確認を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該確認を受けた日の属する月の末日まで</p> <p>(2) 略</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 前項第1号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日になされたものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の15に規定する施設定期検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該施設定期検査が終了した日</p> <p>(3) 略</p> <p>(課税期間)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。</p> <p>(1) 前項各号に規定する各期間の中途（当該期間の初日及び末日を含む。以下この項において同じ。）において、原子炉等規制法第43条の3の34第3項において準用する原子炉等規制法第12条の6第8項に規定する確認（以下「確認」という。）を受けた場合（第4号又は第6号に掲げる場合を除く。） 確認を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該確認を受けた日の属する月の末日まで</p> <p>(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>(3) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制法第43条の3の33第2項に規定する廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の認可を受けた場合（次号から第6号までに掲げる場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで</p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(3) 前項各号に規定する各期間の中途において、原子炉等規制法第43条の3の34第2項に規定する廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の認可を受けた場合（次号から第6号までに掲げる場合を除く。） 廃止措置計画の認可を受けた日の属する前項に規定する期間の初日から当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の末日まで及び当該廃止措置計画の認可を受けた日の属する月の翌月の初日から前項に規定する期間の末日まで</p> <p>(4)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。